

## 尼崎市特別職報酬等審議会 審議経過の概要（第1回）

平成23年12月27日（火）13:00～15:00

### < 諮問内容 >

市長及び副市長に対する退職手当の適正な水準並びに給与の在り方について

### < 現在の状況 >

市長・・・1,177,000円（給料月額）×0.60×48ヶ月（在職月数）=33,897,600円

副市長・・・942,000円（給料月額）×0.35×48ヶ月（在職月数）=15,825,600円

なお、稲村市長の1期目の退職手当については、公約では、1,177,000円（給料月額）×4年（在職年数）=4,708,000円としている。

また、市長及び副市長の給与は、条例の規定により、毎月ごとに支給される給料、6月と12月に支給される期末手当及び任期終了時に支給される退職手当により構成されている。

### 1 主な論点

- ・ 市長及び副市長の4年間の報酬水準の議論を行ってから、給料、期末手当も含めて、その支払い方法について議論すべきである。
- ・ 市長、副市長の給与のあり方を検討するにあたっては、その給与を構成している給料、期末手当及び退職手当が支給されている考え方を理解したうえで、議論を発展させるべきである。

### 2 次回審議会開催にあたって

#### < 中心となる議題 >

- ・ 給料、期末手当及び退職手当が支給されている考え方について

#### < 事務局への要請 >

- ・ 地方公務員の給与が決定される仕組みについての説明
- ・ 給料、期末手当及び退職手当を支給する意義についての説明

内容の詳細は議事録をご覧ください。